ひとりで悩まないで

発達障がいの特性によって成長とともに自然と身に付くことが身に付かない、学習に励んでも習得できない、周囲との関係が築けないなど日常生活や社会生活上で著しい困難を抱えている場合もあり、本人の努力だけでは解決できないこともあります。

生活しづらさを抱えながら暮らしていくことは大変なことです。学校、職場や家庭との関係で悩み事も多いでしょう。まずは、相談機関につながることが大切です。サービスや支援につながることで悩みや不安が解消できるかもしれません。

また、自分の特性を理解することで、特性に合ったライフスタイルや仕事が見つかるかもしれません。 困ったことや気になることがあったときには、 ひとりで悩まずに相談してください。

▶サポートブックかけはし

幼児期から大人になるまでの、生い立ちや医療・療育・教育などの情報を整理し、継続した支援を受けるためのツールとして活用するとともに、成長の記録としても活用できます。

大田区のホームページからダウンロードして作成できます。



相談窓口

相談の 秘密は 守ります

発達障がいに関する相談

○大森地域福祉課

大田区大森西 1-12-1 03-6436-8750

○調布地域福祉課

大田区雪谷大塚町 4-6 03-6425-7555

○蒲田地域福祉課

大田区蒲田本町 2-1-1 03-6424-5040

○糀谷·羽田地域福祉課

大田区東糀谷 1-21-15 03-6423-8892

発達障がいに関する相談・就労に関する相談

○障がい者総合サポートセンター さぽーとぴあ 大田区中央 4-30-11 03-5728-9433

福祉サービスについての申請・受付

○大森地域福祉課

大田区大森西 1-12-1 03-5764-0696

○調布地域福祉課

大田区雪谷大塚町 4-6 03-3726-4139

○蒲田地域福祉課

大田区蒲田本町 2-1-1 03-5713-1383

○糀谷·羽田地域福祉課

大田区東糀谷 1-21-15 03-3741-6682

発達障がい全般に関しての相談

○東京都発達障害者支援センター(おとなTOSCA)文京区大塚 4 - 45-16 03-6902-2082

外から 見えにくい 障がい 一般用

発達障がい

~理解と支援が必要です~



発達障がいはその特性を理解し、適切な支援を受けることで生活上の困難が軽減され、安定した生活を送ることが期待できます。また、周囲の人が発達障がいを正しく理解し、適切に対応することによって本人に合った自立のスタイルを見つけることができます。

【発行】第8版

大田区立障がい者総合サポートセンター 電話:03-6429-8549



発達障がいとは

発達障がいは脳の機能障がいであり、育て方や本人の 性格の問題ではありません。そして、発達障がいの ために生じる様々な困難は、本人の努力だけでは解決 できないことも多くあります。

それぞれの特性

ASD(自閉スペクトラム症)

自閉症

- ○言語発達の遅れ
- ○コミュニケーションの障がい
- ○対人関係、社会性の障がい
- ○パターン化した行動、こだわり

アスペルガー症候群

- ○基本的には、言語発達の遅れはない
- ○コミュニケーションの障がい
- ○対人関係、社会性の障がい
- ○パターン化した行動、興味、関心の偏り
- ○不器用(言語発達に比べて)

LD(学習障がい)

全般的な知的発達には遅れはありませんが、 読む・書く・計算するなどの能力が、全体的 な知的発達に比べて極端に苦手

ADHD (注意欠如・多動性障がい又は、注意欠如・多動症)

- ○不注意(集中できない)
- ○多動・多弁(じっとしていられない)
- ○衝動的に行動する (考えるよりも先に動く)

発達障がいの特性は、年齢や環境により表れ方が違います

子どもの頃

- ▶友だちとうまく遊べない
- ▶会話がかみ合わない、 やりとりができない
- ▶先生の指示に応じない



- ▶落ち着きがない
- ▶気が散る
- ▶よくけがをする
- ▶忘れ物、落し物が多い
- ▶順番が待てない
- ▶計算に時間がかかる
- ▶行をとばして読む
- ▶漢字が覚えられない
- ▶書き写すことが苦手



▶人間関係が 上手くいかない

大きくなって

- ▶仕事に集中できない
 ▶途中で口を挟む
- ▶仕事の段取りが苦手
- ▶急な変更が苦手
- ▶場の空気が読めない

- ▶指示された意図が わからない
- ▶同時に複数のことが できない
- ▶自分のやり方にこだわる

適切な対応と 環境により、 独特の感性や能力、 集中力を発揮します。



周囲の人の理解と配慮を

発達障がいの人は、自分自身でも生活しづらさを感じつつ暮らしていることも少なくありません。 発達障がいを私たち一人ひとりが理解し、その人らしく生活できるよう応援していきましょう。

対応例

- 具体的に伝える(抽象的な表現では何をどのようにすればよいのかわからないことがあります)
 - 「いつものようにやって」 → 「2時までに報告してください」
- 伝えたい事は短く、簡潔に出します (複数の情報を伝えると混乱してしまうことがあります) 「無理しないでできるところまででいいよ」 → 「ここまでやってください」
- 肯定的な表現で伝える(否定的な表現に敏感で意欲が下がってしまうことがあります)
 - 「これではだめだ。どうしてできないんだ」 → 「こうするとさらに良くなるのではないか」

※特性によって対応の仕方は異なります。

- ■注1) 発達障害者支援法第2条では、「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害 その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとされています。
- ■注2) 平成26年にDSM-5 (アメリカ精神医学会) が日本で出版され、Autism Spectrum Disorder (自閉症スペクトラム障害) の名称が使用されています。